

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和3年2月1日

山口県知事
村岡 嗣政 殿

山口県岩国市今津町 1-18-1
岩国商工会議所
会頭 安本 政人 印

山口県岩国市今津町 1 丁目 14-51
岩国市長 福田 良彦 印

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
- 2 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：杉山 浩司

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現 状

(1)地域の自然災害リスク (岩国市地域防災計画より)

岩国市の地勢は、県最東端部に位置し市町村合併により市域が拡大し、面積は、873.85 ㎏で、県内で2番目に大きな市域面積を有している。南東側は瀬戸内海広島湾に臨み、北は島根県益田市、吉賀町、東は、山口県和木町、広島県大竹市、廿日市市に接し、西は周南市、南は柳井市、光市とそれぞれに接している。西中国山地国定公園に源を発する錦川沿川の山地山嶺地帯、錦川下流の三角州を中心とする平坦部等よりなっており、標高別にみると20m以下が全市域の5%弱で山地部が多く、標高差は、中心市街地部の2mから宇佐の県内最高峰の寂地山1,337mとなっている。合併に伴う可住地面積は、173.32 ㎏と拡大したが、可住地面積割合は、19.9%と県の平均を8.7ポイント下回り、残る約80.1%は急峻な山林などで占められており、地形的に厳しい条件下にあり、地形の急峻さから常時、土砂災害の危険性を抱えている。海岸総延長は約24 ㎏であり、この海岸は岩国港を除きほとんど遠浅で、干拓、埋立等により造成されてきた。気候は、沿岸部が内海型の温暖な気候であるのに対し、内陸部は山地型で沿岸部に比べ、平均気温は2~3℃低く、降水量は400mm~600mm多くなっている。

当会議所管内(旧岩国市)における災害リスクは岩国市が作成したハザードマップにより下記の通り想定される。

①洪水：ハザードマップ

近年、大規模な被害が発生した災害としては、平成17年9月の台風第14号があり、住家・非住家被害は1,769棟にのぼり、そのうち床上浸水が731棟、床下浸水が678棟と、被害の大半が浸水被害となっている。

岩国市のハザードマップによると、錦川流域では2m以上の浸水が予想されているが、当会議所が立地する市街地地域においては、0.5m未満の浸水が想定される。

②土砂災害：ハザードマップ

岩国市においては、土砂災害警戒区域が3,897箇所、土砂災害特別警戒区域が3,645箇所指定され、県内では、下関市に次いで2番目となっているが、土石流危険渓流の指定箇所数は、県内で1番多く2,708箇所指定されている。また、地すべり危険箇所の指定箇所数でも59箇所指定され、長門市に次いで2番目となっている。

岩国市のハザードマップによると、山間地域には崖崩れ等、土砂災害が生じる恐れがあるが、事業所が集積している市街地は、商工会館を含め災害区域として想定されていない。

③津波・高潮：ハザードマップ

過去における顕著な被害は、昭和17年8月の台風第16号によって川下沖、尾津沖の堤防が12,200mにわたって決壊し、被害は死者42名、行方不明4人、流失家屋162戸、浸水田畑1,500haに及び甚大な損害をもたらした。岩国市のハザードマップによると、南海トラフ巨大地震のデータを基に最大クラスの津波が発生した際、沿岸部において最大2m以上3m未満の津波が予想されている。当会議所が立地する市街地地域においても0.3m以上~1.0m未満の津波が予想されている。

④地震：J-SHIS

地震による被害については、平成13年3月の芸予地震において震度5強を記録し、国道188号岩国市萩原水道管破裂、JR西日本徐行運転：岩徳線（岩国～周防高森）、岩国港一部岸壁で被災のため利用禁止。その他、岸壁、物揚場等にクラック等が発生した。

岩国市中心地を通る断層は「岩国沖断層帯」であり、30年間に震度5強の地震が発生する確率は64.3%である。

⑤その他

平成30年7月5日から7月8日にかけて、九州北部から北海道の広い範囲で停滞した前線による豪雨災害が発生した。岩国市では、7月6日から7日未明にかけて、岩国市玖珂で1時間雨量76ミリを記録するなど非常に激しい雨が降り続いたことにより、各地で被害が相次いだ。人的被害としては、土砂崩れなどにより死者2人、軽傷5人となっている。住家被害は656棟にのぼり、全壊13棟、大規模半壊9棟、半壊267棟、床上浸水54棟、床下浸水313棟となっている。このように、山口県内でも岩国市の被害が最も大きかったことから、災害救助法が適用された。

南海トラフ地震（東南海・南海地震）による被害想定

山口県は地震・津波防災対策検討委員会を設置し、南海トラフ地震による山口県の被害を想定し、平成26年3月末に発表した。その結果、岩国市では最大震度6弱、岩国港の最高津波水位3.0m、最高津波水位到達時間223分、由宇港の最高津波水位2.8m、最高津波水位到達時間418分、1cm以上の浸水面積1,573ha、30cm以上1,377ha、1m以上876ha、2m以上252ha、死者286人、負傷者833人、建物全壊棟数1,637棟と想定されている。

感染症のリスクについて

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2)商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 3,989人
- ・ 小規模事業者数 3,204人 (統計いわくに2019年版より)

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	411	292	地区内に広く分散している
	製造業	218	143	沿岸部に多い
	卸小売業	1,156	955	地区内中心部に集積している
	飲食宿泊業	619	489	地区内中心部（麻里布地区）に多い
	サービス業	1,141	1,001	地区内に広く分散している
	その他	444	324	地区内広く分散している

(3)これまでの取組

1.市の取組

- ①防災計画の策定
- ②ハザードマップの策定・掲載・配布
- ③防災訓練の実施
- ④防災備品の備蓄
- ⑤新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
- ⑥感染症情報提供体制の構築及び経済支援策の実施

2.商工会議所の取組

- ①事業者BCPに関する国の施策の周知
- ②損害保険の加入促進
- ③相談窓口の開設

II 課題

事業継続力強化支援事業は、商工会議所が行う経営改善普及事業の一環として、小規模事業者の経営基盤強化のために新たに位置づけられたものである。商工会議所として、小規模事業者が事業を継続・持続していくうえで、切れ目のない伴走型支援をおこなう中のひとつの課題として、小規模事業者の経営資源の管理やリスクマネジメントの普及・啓発に取り組んでいかなければならない。

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が充分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える当商工会議所の経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。感染症拡大についても、政府の対応などをきちんと把握し、『どのように事業者や従業員を守るのか?』や『事業者や従業員にどのような配慮が必要なのか?』を、綿密に検討して準備することが望まれる。

III 目標

1. 地区内小規模事業者に対し、災害リスクや感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性の周知及びBCP対策の普及・啓発の強化
 - ①窓口・巡回相談時における周知（窓口・巡回件数：500件/年）
 - ②当会議所月報（2回程度/年）及びHP等を活用した周知
 - ③セミナー等におけるBCP対策の周知（セミナー開催：1回/年）
 - ④BCP対策策定支援：5件/年
 - ⑤事業継続力強化計画申請支援：2件/年
2. スムーズに被害規模を把握できる報告スキームの構築
 - ①発災時における連絡体制を円滑に行うため、岩国商工会議所と岩国市との間における被害情報報告ルートを構築する
 - ②岩国市と山口県への被害情報の報告内容・報告頻度等の整備

3. 当会議所のBCP支援体制の構築及び災害時対応マニュアルの円滑な運用

- ①被災調査や経営支援をおこなう人員の経営支援スキルの平準化
- ②平時・緊急時の対応を実働するノウハウをもった人員の確保

※その他

域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがないため「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておく）速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

また上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1)事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2)事業継続力強化支援事業の内容

・岩国商工会議所と岩国市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

当会議所では、多発する自然災害や事故・病気及び新型コロナウイルスの拡大の経営リスクなど、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。

1. 小規模事業者に対する災害リスクの周知（窓口・巡回件数：500件/年）

- ①巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ②商工会議所会報（2回程度/年）や広報いわくに、当会議所及び岩国市のホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ③小規模事業者に対し、事業者BCP（事業継続力強化計画等の即時に取組可能な簡易的なものも含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ④事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する個別相談や行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ⑤新型コロナウイルスに対する岩国市の取り組みや対策の流れについて周知する。
- ⑥新型コロナウイルス感染症は、いつでもどこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ⑦新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ⑧事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2. 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

岩国商工会議所は、令和元年度事業継続計画を作成（別添のとおり）。

3. 関係団体等との連携

- ①連携協定を結ぶ損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、地域小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ②関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ③感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ④被災時に必要となる経営資源情報等について、複数拠点でのバックアップ等を検討する。
- ⑤災害時の資金需要の事前見積等について、金融機関と事前協議を行う。

4. フォローアップ

- ①小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ②岩国市における事業継続力強化支援に係る情報交換を実施する。（岩国市・岩国商工会議所・岩国西商工会・やましろ商工会）

5. 当該計画に係る訓練の実施

- ①自然災害（浸水被害or震度6以上の地震）が発生したと仮定し、岩国市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する。

<2. 発災後の対策>

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1. 応急対策の実施可否の確認

- ①発災後12時間以内に職員の安否報告を行う。
SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当商工会議所と岩国西商工会・やましる商工会・岩国市で共有する。
- ②国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ③感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、岩国市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2. 応急対策の方針決定

- ①当会議所と岩国市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ②職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ③大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。
- ④被害状況の確認方法
職員による現場確認（安全確保等が可能な場合のみ）
地域の各事業所から商工会議所への被害報告

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により、岩国商工会議所と岩国市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

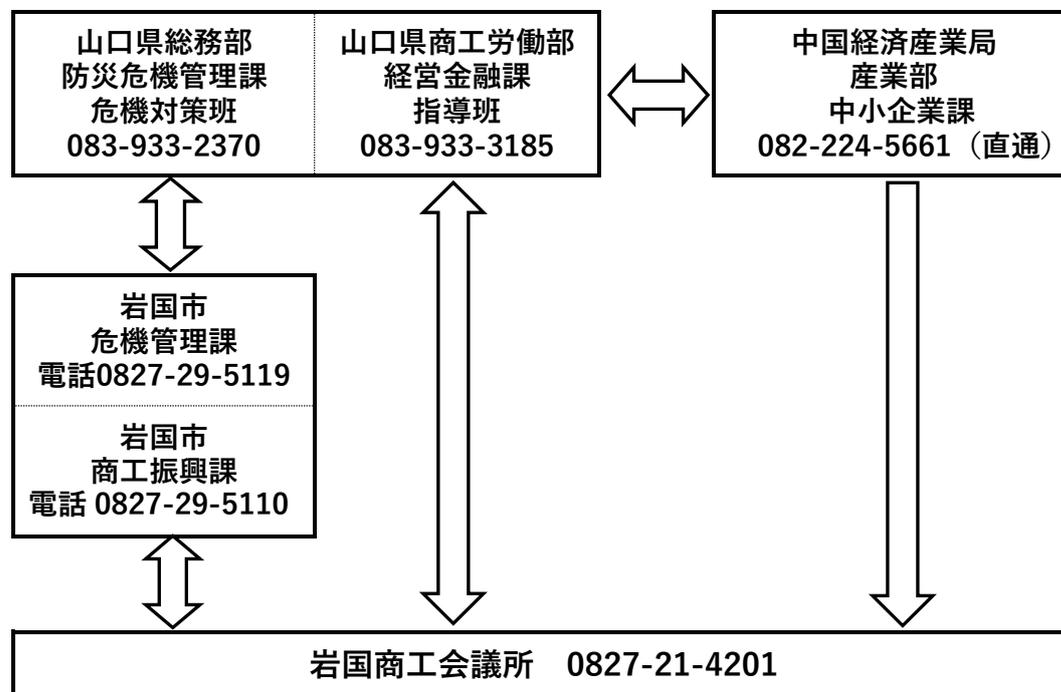
発災後～1週間	1日に2回（午前・午後）共有する
3週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

・「岩国市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ①自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ②二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ③当会議所と岩国市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ確認しておく。
- ④岩国市は、当会議所と岩国市が共有した情報を、山口県（総務部 防災危機管理課）へ報告する。
- ⑤当会議所と岩国市は、感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会議所と岩国市が共有した情報をメール又はファックスにて山口県へ報告する。

※下図の流れで情報共有又は報告を行う



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ①相談窓口の開設方法について、岩国市と相談する（当会議所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ②安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ③地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ④応急対策時に有効な被災事業者施策（国や山口県、岩国市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ⑤感染症流行の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

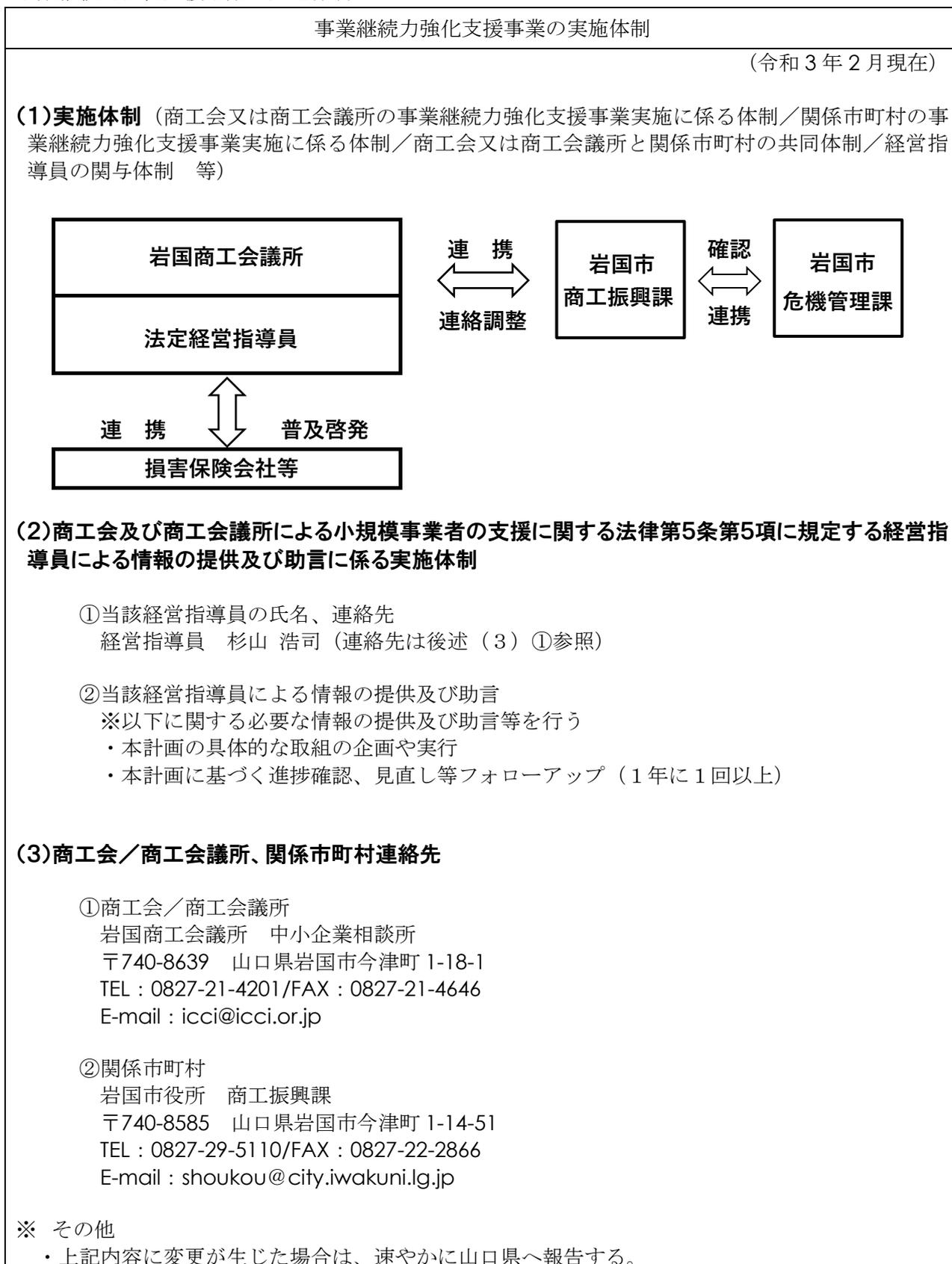
1. 市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
2. 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を山口県や山口県商工会議所連合会等に相談する。

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
必要な資金の額	530	530	530	530	530
専門家派遣	165	165	165	165	165
セミナー開催費	165	165	165	165	165
防災・感染症対策費	100	100	100	100	100
広報費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、山口県補助金、岩国市補助金、事業収入 他

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

